

特別支援学校安全対策事業における交通誘導業務 仕様書

受注者（以下「乙」という。）は、広島市（以下「甲」という。）と、広島市立広島特別支援学校下校時等における車両の交通誘導について、業務委託契約書によるほか本仕様書に基づいて必要な事項を次に定めるものとする。

1 業務目的

広島特別支援学校（以下「学校」とする）に在籍している児童生徒の下校時等の安全を図るため、また、学校周辺道路の円滑な車両運行のため、車両等の交通誘導を行うことを目的とする。

2 交通誘導員の配置

- (1) 交通誘導員として、心身ともに健康で業務に耐え得る体力のある者で、自社雇用の交通誘導警備員であること。履行期間の令和8年4月1日から令和11年3月31日までの学校課業日（毎年度200日）は学校の交通誘導に6名以上を配置すること。

なお、本校舎と北校舎のそれぞれにおいて、毎日、次の（2）責任者または（3）副責任者を含む交通誘導員が業務にあたること。

- (2) 交通誘導員のうち1名以上は責任者として配置する。責任者は、業務の遂行全体について交通誘導員を統括するものとする。この責任者は、次の条件を満たす者でなければならない。

ア 交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る二級検定合格警備員の資格を持つ者。

イ 児童生徒の安全が確保されるよう、学校の教職員と連携し、他の交通誘導員に対して適切に指示することができる者。

- (3) 交通誘導員のうち1名以上（責任者を除く）は副責任者として配置する。副責任者は、過去3年間のうち1年以上の実務経験がある者とする。ただし、責任者と兼ねることはできないものとする。

- (4) 委託期間は以下の通りとする。

ア 契約期間

契約締結の日から令和11年3月31日まで

イ 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの学校課業日（毎年度200日）

- (5) 配置時間については12:00～16:00とするが、甲との調整により配置時間を1日4時間以下で変更する場合がある。

3 交通誘導員の服装・装具

- (1) 交通誘導員が使用する服装は、警備服を着用すること。
- (2) 交通誘導員が使用する警備服、トランシーバー、交通誘導棒、消耗品等については、乙が負担すること。
- (3) 従事者の労務管理に関する費用一切は、乙が負担すること。

4 業務開始前の準備

乙は、業務実施日に万全の交通誘導業務が行えるよう、業務実施日までの間に、本仕様書が示す警備内容を熟知・習得させること。なお、これに要する費用は、乙の負担とする。

5 提出書類

乙は、履行期間前までに次の事項について定めた委託業務実施計画書を甲へ提出するものとする。

ア 交通誘導計画書（特に様式は定めないが、以下の(ｱ)～(㍑)を含むものとする。）

(ｱ) 交通誘導員配置者名簿（様式１）及び記載している者の内、交通誘導警備業務に係る検定の資格を持っている者全員の合格証明書の写し

(ｲ) 過去３年分の教育実施確認書（警備業法施行規則第６６条第１項第６号）の写し

(ｳ) 交通誘導員配置図（様式２）

(エ) 緊急時の対応

(㍑) その他の業務提案

イ 警備業者賠償責任保険の契約書の写し（委託期間中の賠償責任に対応する契約であること。委託期間途中に契約更新する場合は、契約更新締結後に速やかに追加提出すること。）

6 交通誘導業務内容

交通誘導業務内容は、車両（スクールバス約２８台、移動支援事業者の車両約１３０台）等について、次のとおりの交通整理とする。

ア 学校（本校舎及び北校舎）敷地内における安全な交通確保のための交通誘導

イ 学校の周辺道路を横断する生徒の安全確保

ウ スクールバス及び移動支援事業の車両の学校（本校舎）北側交差点への進入調整

エ その他、甲が指示したもの

7 報告等

乙は、委託期間中に、次の書類を甲に提出するものとする。

(1) 実施報告

乙は、毎月の「特別支援学校交通誘導業務 実績報告書」（様式３）を翌月１０日までに甲へ提出すること。

(2) 事故等報告

事故発生の際は、速やかに電話又は口頭で甲に連絡・報告するとともに、事故発生から１０営業日以内に甲へ「特別支援学校交通誘導業務 事故報告書」（様式４）を提出すること。

(3) その他の報告

乙は、次の場合においては、甲に連絡又は報告すること。

ア 業務計画の内容に変更の必要が生じたとき。

- イ 業務の実施が著しく困難となる事情が生じたとき。
- ウ 配置人員に変更の必要が生じたとき。
- エ その他、連絡が必要と認められる事項が生じたとき。

8 実施報告書の検査等

- (1) 発注者は、「7 報告等 (1) 実施報告」による「特別支援学校交通誘導業務 実績報告書」(様式3)が到達した日から起算して10日以内に、履行を確認するための検査を行うものとする。
- (2) 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに委託業務の履行等必要な措置を講じるものとする。

9 委託料の支払い

- (1) 受注者は、上記の検査に合格した後、契約書記載の区分に応じて委託料の支払いを請求するものとする。
- (2) 発注者は、前号の規定による請求を受けた時は、契約書に記載する日までに受注者に委託料を支払うものとする。

10 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

委託業務は、個人情報を取り扱う場合があるので、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他、個人情報の保護に努めること。

(2) 守秘義務

委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用することはできない。なお、委託業務終了後も同様とする。

11 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項は、甲と乙が協議して決めること。